

**「日野市道における移動等円滑化の基準に関する条例及び条例施行規則（案）」
に対する意見募集結果報告書**

日野市 まちづくり部 道路課

「日野市道における移動等円滑化の基準に関する条例及び条例施行規則（案）」について、広く市民の皆さまのご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施しました。その結果について下記のとおり報告します。

1 パブリックコメントの実施概要

- 【意見募集期間】 令和2年9月23日（水）から令和2年10月22日（木）まで
- 【意見募集方法】 広報ひの・市ホームページでの周知、道路課、七生支所、豊田駅連絡所、市内図書館及び市政図書室に「条例及び条例施行規則（案）」を設置
- 【意見受付方法】 郵送、FAX、電子メール、道路課窓口
- 【意見・提案数】 1件（0団体、個人1名）

2 意見の表明方法と件数

表明方法	表明人数	意見数
持参	0	0
郵送	0	0
ファックス	0	0
電子メール	1	1
合計	1	1

3 項目別意見数

【条例（案）】		【条例施行規則（案）】	
1 第1章 総則(第1条・第2条)	0	8 第1章 総則(第1条・第2条)	0
2 第2章 歩道等(第3条-第9条)	0	9 第2章 歩道等(第3条-第8条)	0
3 第3章 立体横断施設 (第10条-第11条)	0	10 第3章 立体横断施設 (第9条-第13条)	0
4 第4章 乗合自動車停留所 (第12条-第13条)	0	11 第4章 乗合自動車停留所 (第14条)	0
5 第5章 自動車駐車場 (第14条-第22条)	0	12 第5章 自動車駐車場 (第15条-第20条)	0
6 第6章 移動等円滑化のために 必要なその他の施設等 (第23条-第26条)	0	13 付則	0
		【その他】	
		14 全体に関するもの	1
7 付則	0		